

議案第 4 2 号

越前町老人福祉センター条例の制定について

越前町老人福祉センター条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

越前町老人福祉センター条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき、本町に居住する老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のための場として供与するため、越前町老人福祉センター「いきいきセンター」（以下「老人福祉センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 老人福祉センターの位置は、次のとおりとする。

越前町西田中4丁目501番地

(事業)

第3条 老人福祉センターは、次の事業を行う。

- (1) 生活、健康相談等の健康増進事業
- (2) 機能回復訓練に必要な事業
- (3) 生きがい活動支援通所事業
- (4) 教養の向上及びレクリエーション等の事業
- (5) 老人クラブ（越前町福寿会連合会）が行う事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事業

(管理運営)

第4条 町長は、老人福祉センターを常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に運用するものとする。

(利用時間)

第5条 老人福祉センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 老人福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週土曜日及び日曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(利用の許可)

第7条 老人福祉センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備又は備品を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、老人福祉センターの管理運営上支障のおそれがあるとき。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、器具等を損傷し、又は滅却しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食、又は喫煙しないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 騒音を発し、又は暴力を用い、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 使用後は速やかに整理整頓し、清潔の保持に努めること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をしないこと。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第12条 利用者は、老人福祉センターの利用を終えたときは、速やか

にその当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 賠償の金額及び方法等は、町長がその都度定めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

- 2 越前町老人福祉センター条例（平成17年越前町条例第88号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

使用料		
利用時間	8：30～12：00	12：00～17：00
室名		
会議スペース	1,040円	1,570円
ホール（全面）	2,090円	3,140円
ホール（半面）	1,040円	1,570円
ホール（1／4）	520円	780円